

サービス終了に伴うお手続きについて

< 多チャンネル放送をご契約の方 >

* 引き続きケーブルテレビにご加入の場合…

(例): BS・CS放送はパラボラアンテナを設置して視聴するが、地上デジタル放送はケーブルテレビで引き続きご覧になる方

『ファミリーコース』

⇒ 『デジタルコース』

『BSプラスコース』

① 輪島市ケーブルテレビ基本コース利用変更申込書(様式第8号)

② STB(セット・トップ・ボックス) ◆写真参考◆

※STB買取の方はB-CAS、C-CASカードのみ返却してください。

以上の書類の提出と機器の返却が必要となります。

※市内の電気店(ケーブルテレビ指定宅内工事店)でアンテナを設置される場合、書類と返却機器は電気店が預かります。

* ケーブルテレビを脱退される場合…

(例): 光ケーブルを使用したインターネットを利用して、テレビをご覧になられる方

① 輪島市ケーブルテレビ脱退届

② STB(セット・トップ・ボックス) ◆写真参考◆

③ 音声告知受信機 ◆写真参考◆

以上の書類の提出と機器の返却が必要となります。

※脱退される場合は、一度ご連絡ください。

なお、脱退される場合、撤去費用として6,600円がかかります。

◇◆◇ 書類と返却機器の提出先 ◇◆◇

～ 書類は、同封の返信用封筒で送付していただいてもかまいません。～

※お手数ですが、お近くの窓口まで提出をお願いいたします。

輪島市役所(新館1階 総合案内窓口) 三井出張所

門前総合支所(3階 放送課)

南志見出張所

町野支所

西保出張所